

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 所管事務の調査（報告）

- (1) 川崎市国民健康保険条例の一部改正に向けた意見募集の実施結果について

資料1 「川崎市国民健康保険条例」の一部改正について

資料2 「川崎市国民健康保険条例の一部改正」に関する意見募集の結果について

参考資料1・2 「川崎市国民健康保険条例」の一部改正に向けた意見募集時の資料

令和5年2月2日

健康福祉局

1. 改正の経緯等（出産育児一時金）について

支給要件

- 妊娠4月（12週・84日）以上の出産であること
- ※死産・流産の場合も支給
- ※他の健康保険から同様の給付が行われる場合には支給しません。

支給方法

- (1) 分べん機関への直接支払い
- (2) 区役所等窓口への申請後、口座振込

支給金額

1件につき42万円（川崎市国民健康保険条例第6条）

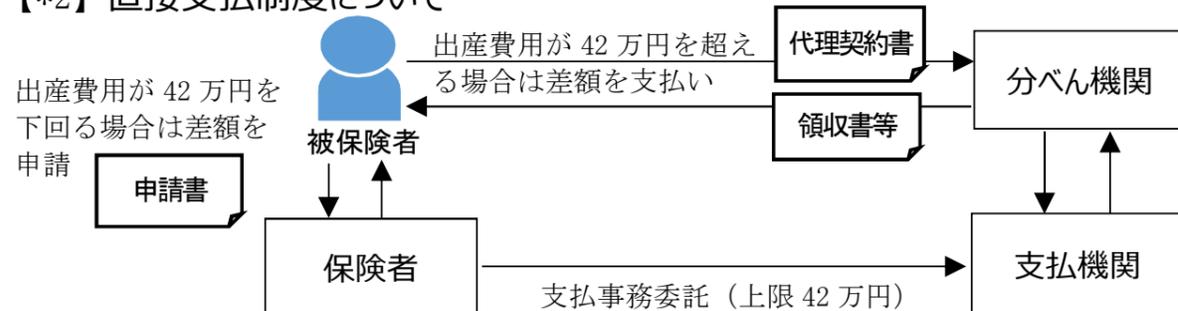
支給額の推移

- 平成6年10月：制度創設（30万円）
- 平成18年10月：30万円→35万円
- 平成21年1月：35万円→38万円
産科医療補償制度（掛金3万円）【*1】
- 平成21年10月：38万円→42万円
平成23年3月までの暫定措置、直接支払制度【*2】導入
- 平成23年4月：42万円を恒久化
- 平成27年1月：42万円（掛金3万円→1.6万円）
- 令和4年1月：42万円（掛金1.6万円→1.2万円）

【*1】産科医療補償制度について

分べんに関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償すること等を目的として創設された無過失補償制度

【*2】直接支払制度について



2. 国の見直し案について

令和4年12月15日社会保障審議会医療保険部会

- 出産育児一時金の引き上げ
- ・前回の引き上げ時は「公的病院」の平均出産費用を勘案して設定したが、「全施設」を勘案
- ・48.0万円(*1)+1.2万円(*2)=49.2万円
(*1)令和4年度「全施設」平均出産費用推計値
(*2)産科医療補償制度掛金
⇒令和5年4月から、全国一律で、50万円とする
- ・出産費用の見える化（公表）の検討
→(12/15議論の整理)出産費用が上昇していく構造は未解明、保険適用についても議論
- ・後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの検討
→(12/15議論の整理)保険料総額の比率から7%とする（令和6・7年度は激変緩和措置として費用の1/2を対象額とする）

3. 本市国民健康保険の見直し案について

被保険者の出産に係る費用負担の緩和を目的として、国における見直しに準じて令和5年4月1日以降の出産から、次のとおり支給額を改正する
(現行) 420,000円 → (改正案) 500,000円

4. 運営協議会（令和5年1月25日）における諮問結果等について

本市国民健康保険の見直し案について諮問を行い、案のとおり改正することが望ましいとの答申（1月26日）をいただきました。

本協議会における主な意見等は次のとおりです。

- (質問) 直接支払制度による支給額に差額が生じた場合の周知方法について。
- (回答) 支給決定通知書に差額の申請を案内する内容を記載しています。
- (意見) 出産費用の地域差の問題については、出産費用の見える化の取組が重要であるので、市として適切に対応していただきたい。
- (回答) 国の議論を注視するとともに、被保険者に必要な情報が伝わるよう対応してまいります。

「川崎市国民健康保険条例の一部改正」に関する 意見募集の結果について

1 概要

川崎市国民健康保険では被保険者の方が出産された場合に1件につき420,000円の出産育児一時金を支給しています。

このたび国において出産育児一時金の増額が検討されており、本市国民健康保険におきましても、出産育児一時金を定めた川崎市国民健康保険条例の改正作業を進めるため、市民の皆様から意見を募集しました。その結果は次のとおりです。

2 意見募集の概要

題名	川崎市国民健康保険条例の一部改正について
意見の募集期間	令和5年1月6日（金）～令和5年1月27日（金）まで(22日間) ※令和5年4月1日施行予定の関係政令等の改正に伴い、条例の改正を行うことが急務であるため、意見募集期間が30日未満となりました。
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	・市ホームページ ・資料の閲覧 かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー 等
結果の公表方法	・市ホームページ ・資料の閲覧 かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー 等

3 結果の概要

意見提出数	1通	
(内訳)	電子メール（専用フォーム）	1通
	FAX	0通
	郵送	0通
	持参	0通
意見総数	1件	

4 御意見の内容と対応

提出された御意見につきましては、案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するものが1件ありました。

御意見の趣旨を踏まえ、引き続き適正な国民健康保険制度の運営を行ってまいりたいと考えており、本案に沿って条例改正の手続きを進めます。

(1) 御意見に対する対応区分

- A : 御意見を踏まえ、反映したもの
- B : 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C : 今後の取組を進める中で、参考とするもの
- D : 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E : その他 (今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる御意見)

(2) 御意見の件数と対応区分

項目	A	B	C	D	E	計
出産育児一時金の金額に関すること				1		1
合計				1		1

(3) 具体的な御意見と市の考え方

No.	意見内容 (要旨)	市の考え方	対応区分
1	神奈川県では出産に 50 万円以上かかる。もっと増額して欲しい。	国における見直しの議論の中では出産費用の地域差についても問題となっており、国が公表した資料によると令和 3 年度の神奈川県における平均出産費用 (公的病院、正常分娩、室料差額等を除く) は、504,634 円です。しかしながら、本市独自で上乘せを行うことは、保険料の増額につながる等、財源の問題があるため困難であると考えており、国の見直し案に準じた金額に改正することとしています。国においては、3 年を目途に出産育児一時金の在り方について検討を行うこととしていますので、本市といたしましては、国の議論を注視するとともに、適正に国民健康保険制度の運営を行ってまいりたいと考えております。	D